

審 第 3 2 8 0 号
答 申 第 3 4 2 号
令和6年10月18日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英利 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年3月2日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第315号

令和4年12月10日付けで審査請求人から提起された、令和4年10月18
日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する
裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和4年10月18日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年9月20日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が、〇〇年〇〇月〇〇日に県警本部に対して、〇〇月〇〇日に見知らぬ人が自宅に来た件で〇〇警察署が対応した事案について、事案の説明を求める要望をした際に作成された〇〇警察署が保有する行政文書。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、令和4年10月5日付け〇〇警発第〇〇号で開示決定等の期間を延長した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、「受理票について 〇〇年〇〇月〇〇日付け事務連絡」（以下「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和4年12月10日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和5年3月2日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

自己情報部分開示を請求したが、何も開示されていない為、再度に開示を請求する、そして、千葉県公安委員会に対し審査請求を求める。

(2) 本件審査請求の理由

ア 不開示理由は、コピーのように、一つしかない、まともな理由が提示されていない。

イ 自己の情報部分のみに対する情報開示請求の為、提示された理由は認められない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分内容及びその理由

ア 処分の内容

(ア) 個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。

(イ) 行政文書及び事務の内容

本件文書は、「受理票について」(〇〇年〇〇月〇〇日付け事務連絡。以下、4において「本件事務連絡」という。)及び同事務連絡の別添文書である「意見、要望等受理票」(管理番号〇〇号。以下、4において「本件受理票」という。)から構成されており、千葉県警察本部総務部広報県民課(以下「広報県民課」という。)にて受理した意見、要望等について、以降の対応を取扱い所属である千葉県〇〇警察署(以下「〇〇警察署」という。)に依頼するために作成されたものであり、同依頼を受けた同署が保有していた文書である。

意見、要望等とは、県民等から寄せられる警察活動(組織運営等)に対する考え、警察組織(警察職員)に求め望むこと及び警察への情報提供などであり、各訓令で定めている「苦情」、「外部通報」、「投書」、「警察相談」等に該当しないものをいう。

イ 処分の理由

(ア) 個人情報の特定について

実施機関において、本件開示請求の内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、前記ア(ア)のとおり特定した。

また、本件審査請求を受けて、改めて対象となる個人情報を探索したが、本件決定で特定した個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報は存在しなかった。

(イ) 不開示部分及びその理由について

a 条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号

ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「規則」という。）の該当性

本件事務連絡の決裁欄の係長以下の印影及び本件照会先の氏名並びに本件受理票の決裁欄の係長の印影及び受理者欄の氏名（以下、4において「本件氏名等情報」という。）

条例は、審査請求人に係る個人情報の開示請求権を保障する一方で、条例第17条第2号本文により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示対象から除外する旨を規定している。

また、同号本文に該当するものであっても、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する場合は開示しなければならない旨を規定している。

本件氏名等情報は、同号本文に該当するとして不開示としており、いずれもただし書には該当しないと判断している。

以下、同号ただし書の該当性について検討する。

- (a) ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を、不開示とする個人情報の例外とする規定であるが、本件氏名等情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しない。

したがって、同情報は、ただし書イに該当しない。

- (b) ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示する規定であるが、該当性の判断にあつては、「当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない。」とされており、本件氏名等情報を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、同情報は、ただし書ロに該当しない。

- (c) ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については、開示する規定である。ただし、括弧書により「警察職員であつて規則で定めるものの氏名を除く。」と規定しており、規則第1号において「警部補以下の階級にある警察官」、第2号において

「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定めている。

これは、一定の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察職員の氏名は不開示とすることを規定しており、本件氏名等情報は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であるため規則で定める警察職員である。

したがって、同情報は、ただし書ハに該当しない。

- (d) ただし書ニは、イ、ロ及びハに該当しない情報であり、かつ、開示することによって個人の生命、身体、財産その他の利益を侵害するおそれがないことが、開示請求者と開示請求者以外の個人の関係や個人情報の内容等から客観的に判断できる情報を開示する規定であるが、一般的には個人情報を他人に明らかにすることは不利益であると考えられることから不開示とすることとなるが、例えば、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者が既に知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通にする立場にある場合は、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することはなく、当該情報は開示されるものである。

本件氏名等情報を審査請求人が既に知っているのかは明白ではなく、同情報に記載された同人以外の個人と審査請求人との利害が共通している立場にあるとは言えない。

したがって、同情報は、ただし書ニに該当しない。

- (e) 小括

以上のことから、本件氏名等情報は、条例第17条第2号及び規則に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

- b 条例第17条第6号の該当性

本件事務連絡の本件照会先警電番号及び本件受理票の受理者欄の警電番号（以下、4において「本件警電番号」という。）

条例第17条第6号は、県の機関等の事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものであり、本文では、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、その適正な遂行

に支障を及ぼすおそれがある情報を包括的に定めている。

「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については「同種のもものが反復されるような性質の事務であって、ある個別の事務情報を開示すると将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり得るもの」も不開示情報として規定されている。

警電番号は一般には公開されていない警察電話の内線番号で本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、同番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。

以上のことから、本件警電番号は条例第17条第6号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

(3) 弁明の内容について

審査請求人は、審査請求の理由において、不開示理由は、コピーのように、一つしかない、まともな理由が提示されていない、自己の情報部分のみに対する情報開示請求の為、提示された理由は認められない、と主張しているが、実施機関は前記(2)のとおり、条例等の規定に基づいて、開示又は不開示の判断をしていることから、本件決定については、適法かつ妥当であると考えます。

5 審議会の判断

(1) 本件開示請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした部分の開示を求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書の1枚目は、審査請求人からの要望を受理した広報県民課が

以降の対応を〇〇警察署に依頼するため、〇〇年〇〇月〇〇付けで送付した事務連絡文書であり、受領した〇〇警察署が署内で決裁した文書であると認められる。

本件文書の2枚目は、1枚目の事務連絡文書の添付書類であり、〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人から要望を受理した広報県民課が作成して課内で決裁した意見、要望等受理票の写しであると認められる。

イ 1枚目の決裁欄の係長以下の印影及び本件照会先の担当者の氏名並びに2枚目の決裁欄の係長の印影及び受理者欄の氏名について

(ア) 実施機関は、1枚目の決裁欄の係長以下の印影及び本件照会先の担当者の氏名並びに2枚目の決裁欄の係長の印影及び受理者欄の氏名について、条例第17条第2号及び規則に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報は、実施機関の職員の印影又は氏名であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、当該職員が規則第1号で定める警部補以下の階級にある警察官であることから、条例第17条第2号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報を条例第17条第2号及び規則に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ウ 1枚目の本件照会先の担当者の警電番号及び2枚目の受理者の警電番号について

(ア) 実施機関は、1枚目の本件照会先の担当者の警電番号及び2枚目の受理者の警電番号について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 警電番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された、警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、警電番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の

判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 3月 2日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和6年 7月 18日	審議（令和6年度第4回第2部会）
令和6年 9月 26日	審議（令和6年度第5回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会